

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社アディックスと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 損害保険代理業
2. 生命保険媒介・代理業
3. コンピューターによる情報処理および情報提供ならびにコンピューター機器および用品販売
4. 医療用品販売業
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を秋田市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 7 条 当社の発行する株式は記名式とし、株券の種類は1株券、1種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(株主名簿の閉鎖)

第9条 当会社は、事業年度末日の翌日から定時株主総会終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して株主名簿の記載の変更を停止することができる。

(その他株式の取扱)

第10条 この定款に定めたもののほか、当会社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集する。

3 社長に事故があるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

4 株主総会の日時、場所および会議の目的たる事項は、取締役会の決議により定める。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、社長が当る。

2 社長に事故があるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役が代わる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

## 第4章 取締役・監査役および取締役会

(取締役および監査役の員数)

第15条 当社の取締役は3名以上10名以内とし、監査役は3名以内とする。

(取締役および監査役の選任)

第16条 取締役および監査役は、株主総会において選任する。

- 2 前項の選任決議は、発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役および監査役の任期)

第17条 取締役の任期は選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第18条 取締役会は社長が招集し、その議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(取締役会の決議方法および議事録)

第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- 2 取締役会の議事録については、その経過の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 21 条 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 社長のほか取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役および監査役の報酬等)

第 22 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益について、これを区分して株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とし、その末日をもって決算期とする。

(剰余金の配分)

第 24 条 剰余金の配当は、毎決算期における最終の株主、登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。ただし、支払い提供の日から満 3 年経過してもなお受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れる。

附則

この定款改正は、平成 22 年 3 月 28 日株主総会において、議決決定された。  
改正条文は下記の通りである。

(株券の発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(取締役会の決議方法および議事録)

第 19 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 取締役会の議事録については、その経過の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。

(取締役および監査役の報酬等)

第 22 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益について、これを区分して株主総会の決議をもって定める。

(剰余金の配分)

第 24 条 剰余金の配当は、毎決算期における最終の株主、登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。ただし、支払い提供の日から満 3 年経過してもなお受領されないときは、当社は支払いの義務を免れる。